

伐木・抜根材発生情報提供システムのQ&A

伐木・抜根材の管理（受注者用）

Q1-1

発生した伐木・抜根材の保管はどのようにしたらよいのでしょうか？

発生した伐木・抜根材は樹種・部位別に分別し、1～3m程度の長さに切断のうえ土砂等を除去して集積し、ロープ等で固定するなどの盗難・飛散対策を行い、周辺の生活環境に悪影響を与えないよう適切に保管してください。現場内に保管できない場合は、監督職員の指示に従ってください。また、保管場所には次の内容を表示してください。

発生した伐木・抜根材を一般の希望者へ提供しております。

有効利用される方は下記までご連絡ください。

- ・樹種・数量等
- ・連絡先（受注者名・担当者名・TEL）

詳細については県土整備部整備企画課のホームページをご覧ください。

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/batuboku_01.html)

Q1-2

引取りの申し出が無かった伐木・抜根材はどうしたらよいのでしょうか？

引取りの申し出が無かった伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど、当初計画のとおり適正に処理してください。

伐木・抜根材の引取り（引取者用）

Q2-1

伐木・抜根材は無償でいただけるのでしょうか？

伐木・抜根材は、有効利用する希望者へ無償で引渡しますが、伐木・抜根材の積込・運搬等に要する費用は、希望者が負担してください。

Q2-2

条件に合う伐木・抜根材が見つかった場合の引取り手順を教えてください。

手順は以下の通りです。

ホームページに掲載されている受注者に直接連絡してください。

受注者に連絡して引取れることが確認できたら、引取日時、引取場所、引取数量等の詳細事項を受注者と調整してください。

伐木・抜根材を引取る方は、自己負担で運搬車両を持込み、受注者立会いの下、伐木・抜根材を積込み、引取ってください。

積込んだ伐木・抜根材は荷台等から落ちないようにロープ等でしっかり固定し、運搬して下さい。

引取り時に持参するものは「伐木・抜根材再資源化計画書」、身元を確認できるもの（運転免許証等）になります。

Q2-3

伐木・抜根材を引き取り後、品質が悪いことが判明したので返却方法を教えてください。

引取り後の返却はできませんので、引取り時に品質等を確認してから引取るようにしてください。なお、不要材は再資源化処理場へ搬出するなど、廃棄物処理法に基づき、適正に処理してください。

Q2-4

伐木・抜根材を引取ったのですが、少し余ってしまったので返却方法を教えてください。

引取り後の返却はできませんので、引取り時には必要分のみ引取るようにしてください。なお、不要材は再資源化処理場へ搬出するなど、廃棄物処理法に基づき、適正に処理してください。

追加引取りする場合は、その都度、「伐木・抜根材再資源化計画書」の作成・提出が必要となります。

伐木・抜根材の引渡し（受注者用）

Q3-1

伐木・抜根材の引取りの申し出があった場合、必ず引渡さなければならないのでしょうか？

申し出があった場合、特別な理由がない限り、伐木・抜根材の引取り申し出者に引渡ししてください。

特別な理由としては、もっと短く切断してほしいなど、受注者の作業や負担が増えるような要求が多い場合や、有効利用の用途が不明確と判断される場合等になります。引渡せるかどうかの判断ができない場合は、監督職員と協議してください。

Q3-2

1 m未満の伐木・抜根材も引渡し対象となるのでしょうか？

引渡しの対象となりますので、保管してください。

伐木・抜根材の成約情報の公表（引取者用）

Q4-1

成約情報を公表する必要はあるのでしょうか？

成約情報を公表することにより、「伐木・抜根材再資源化計画書」への虚偽の記載や、引取り後の伐木・抜根材の不適切な処理等を予防する抑止効果があると思われるからです。

Q4-2

引取り者の住所、氏名も公表されるのでしょうか？

引取者のプライバシー等に配慮し、氏名・連絡先等、引取者が特定される情報は公表せず、住所は市町村名までの公表となります。